

川崎市金銭会計規則及び川崎市消防局の組織に関する規則の一部を改正する
規則をここに公布する。

令和 7 年 7 月 1 日

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市規則第 7 1 号

川崎市金銭会計規則及び川崎市消防局の組織に関する規則の一部を改正
する規則

(川崎市金銭会計規則の一部改正)

第1条 川崎市金銭会計規則（昭和39年川崎市規則第31号）の一部を次のように改正する。

第92条中第10号を削り、第11号を第10号とし、第12号から第20号までを1号ずつ繰り上げる。

(川崎市消防局の組織に関する規則の一部改正)

第2条 川崎市消防局の組織に関する規則（昭和38年川崎市規則第47号）の一部を次のように改正する。

第7条の表総務部の部人事課の項第8号中「、旅費及び退職年金」を「及び旅費」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。